

原子力災害に備えた広域避難計画パンフレットを配布しました

島根県及び出雲市を含む関係市は、万が一の原子力災害に備え、広域避難計画を策定しています。この計画を広く市民の皆さまに周知し、ご理解いただくため、出雲市では、県とともに原子力災害時の避難行動などを記載したパンフレットを作成し、本年3月に全戸配布を行いました。

ご家庭や地域において、あらかじめ内容をご確認いただき、原子力防災対策にお役立てください。なお、パンフレットは市のホームページからもダウンロードすることができます。



広域避難計画において避難対象としている地区（島根原子力発電所から概ね30km圏内の地区）にお住まいの皆さま

原子力災害の概要や屋内退避・避難等における留意点等のほか、地区別に避難経路や避難先等を掲載したパンフレットを配布しています。

避難対象地区以外の地区（島根原子力発電所から概ね30km圏外の地区）にお住まいの皆さま

事故の状況に応じて屋内退避を行う場合があること、また避難者の受入れ地区であることから、原子力災害の概要や屋内退避・避難等における留意点等を掲載したパンフレットを配布しています。

原子力災害時の避難行動のポイント

- 万が一、原子力災害が発生したときには、被ばくを避けるため、まずは自宅や職場などの建物内で屋内退避を行うことになります。
- 放射性物質や放射線は五感で感じることができないため、被害の程度を自ら判断することができません。国・県・市からの情報をしっかり確認して、落ち着いて行動しましょう。

おたずね／防災安全課 原子力防災室 ☎21-6211

5月1日～5月31日は水防月間です

いざというときに身を守るように、自宅、職場など身のまわりの水害リスクについて確認しましょう！

○出雲市防災ハザードマップ

- ・自宅や職場に浸水の可能性があるか？
- ・近くの避難所はどこ？

出雲市 ハザードマップ

検索



○島根県水防情報システム（島根県）

- ・市内の雨量計、水位計の状況は？
- ・河川カメラから河川の状況を確認

島根県水防情報システム

検索



○川の防災情報（国土交通省）

- ・今の川の水位は？
- ・斐伊川と神戸川の様子はどうかっている？

川の防災情報

検索



○浸水ナビ（国土交通省）

- ・浸水していく状況は？
- ・どのくらいの時間で浸水する？

浸水ナビ

検索



○キキクル（気象庁）

- ・今後の雨雲の動きは？
- ・今後の浸水や洪水の危険度は？

キキクル

検索



おたずね／防災安全課
☎21-6606

だまされ
ないで！



生活・消費相談センターからの お知らせです

特殊詐欺・悪質商法 にご注意ください！

～「自分は大丈夫」と思っていませんか～

市役所職員、警察官

などをかたる詐欺に注意！

- 市役所の職員を名乗る者から電話があり「以前送った書類が届いているか」と聞かれた。その後、銀行員を名乗る者からの電話で口座番号や暗証番号を聞かれた。
- 警察官を名乗る者から電話があり「詐欺グループのリストにあなたの名前がある」などと言われた。

対策

市職員や警察官をかたり自宅に電話がかかってくる詐欺が後を絶ちません。口座番号や暗証番号を聞かれたら詐欺を疑ってください。通帳やキャッシュカードは渡さないでください。



「未納料金がある」

とのショートメッセージに注意！

スマートフォンのショートメッセージに実在する事業者から「未納料金がある」との連絡があり、表示された連絡先に電話すると、高額なお金を請求された。

対策

受信したショートメッセージを無条件に信用しないでください。身に覚えのない請求は無視しましょう。

無視！



「初回お試し料金」「今だけ」

などの SNS 広告に注意！

スマートフォンの SNS 広告を見て、初回だけのつもりで申し込んだところ、定期購入になっていた。解約しようと電話をするがつながらない。

対策

お得感ばかりを強調し、重要事項はスクロールしないと気付かないことがあります。最終確認画面で契約内容をきちんと確認しましょう。

「電気料金が安くなります」

との電話勧誘に注意！

家の電話に電気料金が安くなるので、契約先を変更しないかとの勧誘があった。はっきりと返事をしていないのに、口座振替の用紙が届いた。

対策

契約に迷う場合は、一旦電話を切り、よく考えてから契約しましょう。一方的に書面が送られた場合は、契約する意思がないなら無視しましょう。

消費者問題出前講座のご案内

消費者トラブルに遭わないために生活・消費相談センターの相談員が出前講座を行っています。ぜひご利用ください。

対象：市内の各種団体(おおむね5名以上)

時間：平日 9:00～16:00 の間で 30 分～1 時間程度

申込：開催希望日の 1 か月前までにお申し込みください。

弁護士相談のお知らせ

生活・消費相談センターで弁護士による相談を行います。相談のある方は、生活・消費相談センターへおたずねください。



生活・消費相談センターでは、消費者契約に関するトラブルや暮らしの相談に対応しています。困ったときには、お気軽にご相談ください。

おたずね / 生活・消費相談センター ☎ 21-6682